# 第9回教育委員会会議録

日時	平成29年8月30日(木) 開会13:30 閉会15:40
場所	教育長室
出席委員	教育長 宮 崎 肇   委 員 佐々木 義 朗   委 員 山 田 律 子   委 員 荒 井 由紀恵   委 員 橋 場 正 人
欠席委員	
事務局職員	教育部長   島 倉 弘 行     教育部次長   澤 田 徹     教育部学校指導室長   加賀谷 隆     企画総務課長   米 山 伸 哉     学校教育課長   渡 邉 誠 司     青少年課長   丸 岡 祐一郎     文化施設課長   倉 島 毅     学校指導課長   佐 藤 貢
書記	企画総務課総務係長 田 中 稔 大
議題及び 議事の概要	別紙のとおり

# 1 第9回教育委員会会議付議事件及び結果表

平成29年8月30日 13:30開会

15:40閉会

事件番号	件名	議決結果
議案第1号	平成29年度一般会計補正予算(教育費関係予算) について	原案可決
議案第2号	平成30年度に使用する小学校用及び中学校用教 科用図書等の採択について	原案可決
報告第1号	平成29年度新体力テストの実施方法改善に向け た実践事業(報告)について	報告済
報告第2号	平成29年度におけるいじめの把握のためのアン ケート調査(道調査第1回)結果について	報告済

# 2 議題及び会議の概要

教育長

それでは、定刻になりましたので、平成29年第9回教育委員会 会議を開催いたします。

本日の議題中、議案第2号の平成30年度に使用する小学校用及び中学校用教科用図書等の採択については、意思形成過程に関する議事であるため、秘密会にしたいと考えますが、よろしいでしょうか。

委員

一同了承

教育長

それでは会議録の承認をお願いします。

総務係長

平成29年7月20日に開催されました平成29年第8回教育委員会 会議は、報告が2件ございました。

報告につきましては、報告第1号 平成28年度指定管理者モニタリング結果の報告について、報告第2号 平成29年度千歳市標準学力検査・知能検査分析報告書について、報告済みとさせていただいております。以上でございます。

教育長

会議録承認の件よろしいですか。

委員

一同了承

教育長

それでは、教育長の報告に入ります。8月定例校長会の内容です。1点目は、学校指導室による一般学校訪問を終えてということで、何点か話をいたします。標準学力検査(NRT)、ハイパーQU検査、全国学力・学習状況調査自校採点などの諸検査の結果分析及び千歳市学力向上検討委員会の提言を学校改善プランに反映させるととともに、具体的な指導場面において管理職のリーダーシップのもと、その実効性を高めている学校が増えている、一方で学力調査の結果における学校間格差が広がっており、その背景にある課題については、可及的速やかな取組が必要である、以下、散見される課題の幾つかを提示するので、組織の力で、その改善に取り組んでいただきたいということで、良い取組は、たくさんあるのですが、ここにはその中でも、もう少ししっかりと取り組んでもらいたいということを6点ほど挙げました。

まず、①習熟度別少人数指導における学年内・学習支援員との打合せが不十分、②学習規律がまだ不統一、③板書計画の充実、課題の提示とそれに正対したまとめのあり方について、教員間の意識に

差がある、④自校の取組の検証に対する教職員の必要感に差がある、⑤新体力テストの実施学年の拡大がなされない、実施時期が4月など早過ぎる。全学年で行っているところもあれば、まだ特定の学年で終わっているところがあるということです。⑥特別な教育的支援が必要と思われる児童生徒について、保護者との情報共有が進められていない。これは、なかなか難しいのですが、今後もしっかり取り組んでいただきたいというような周知をしました。

2点目、夏季休業中における各種講習会・研修会の実施結果ということで、今年度も千歳市教育委員会が主催する教職員研修会を実施して、実施後のアンケートからも前向きな姿勢や研修内容についてよく思考していることが感じられる、ということがわかったというものです。アンケート結果は、9割を超える方が前向きな回答でした。この教職員の研修は、教育基本法、教育公務員特例法等の法令に規定されていることはもちろんであり、教員の矜持として、しっかりとした姿勢で対応していただきたいということをお話いたしました。まだ一部には、服装に課題がある教員がおりましたので、これについてもしっかりと指導していただきたい。

3点目の全国学力・学習状況調査結果活用ということで、これは ご案内のとおり公表されましたが、全国や北海道の値との比較や児 童生徒質問紙の回答結果から見えてくる成果と課題を整理して、学 校改善プランの更新について、組織を活用して行ってもらいたい、 また、正答率の低い問題については、その原因をより具体的に分析 し、授業改善に役立てると共に、学習の節目に類似問題に取り組ま せ、その定着の度合いを確認するなどして、身に付けるべき学習内 容の定着を図るよう努めていただきたい。

各学校の公表については、昨年度から統一したフォーマット、基本的にこれだけは、共通項目として出してもらいたいというものは引き続き今年もやっていただく、一部手直しがありますがやっていただいて、加えてそれぞれの独自で、例えば児童生徒質問紙の内容とか、そういったものも加えていただきたい、ということをお願いしたところであります。

4点目は、平成29年度特別支援教育に関する学校巡回訪問結果ということで、たくさんありますので、掻い摘んで説明いたしますが、まず、この特別な支援を要すると判断している児童生徒が、年々増加していて、小中学校合計で609人、通常学級に占める割合は7.6%という状況になっております。校内支援体制の充実については、「個別の指導計画」の作成も進んで、全教職員の共通理解と計画に基づいた支援、指導が行われるようになってきています。一部、

新規の要支援者の計画未作成などがありますが、計画の作成に向け スピード感を持って対応してもらいたい。コーディネーターを中心 に各校の実践が積み重ねられ、保護者との教育相談や特別支援教育 に関する校内研修がより盛んに行われるなど積極的な取組が見ら れている。保護者との支援内容の確認と共通理解の促進について は、学校独自で啓発資料を作成したり、特別支援教育に関する通信 を発行したりするなど工夫も見られるということであります。イエ ローファイルの作成率も昨年度の35%から今年度44%に向上して います。このイエローファイルは、保護者の理解なしでは、作成す ることはできませんので、着実に前進しているというふうに受け止 めて良いかと思っています。引き続き、イエローファイルの作成と 活用に基づく支援、指導の充実に努めていただきたい。年間スケジ ュールの確立についても。全ての学校でスケジュールが作成されて いる、そして、児童生徒の把握や対応策の協議、教育相談が計画的 に行われているということで、引き続き、PDCAサイクルによる 取組を定着させてもらいたい。次は、特別支援学級担当者会議の開 催で、担当者からも、「市内の特別支援学級の運営について共通理解 する場が少ない。」あるいは「他校の学級運営について学んだり情 報交換したりする場がほしい。」など、横のつながりを望む声もあ りますので、今年度、新たに「特別支援学級担当者会議」を実施し たいということであります。

続いて、特別支援教育支援員の活用です。これについては、昨年 度は支援員との打ち合わせや連携が十分に行われていない実態も ありましたが、今年度は定期的な打ち合わせの時間を設けたり、業 務日誌等を回覧するなどして、連携が積極的に行われているという 状況であります。

コーディネーター研修への積極的参加でありますが、より質の高い特別支援教育の実施に向けては、コーディネーターの資質向上が重要でありますので、市教委主催のコーディネーター研修など、特別支援教育に関わる研修にすべてのコーディネーターが参加するよう努めていただきたい。

次は、市内各校で行われている保護者への効果的な理解啓発の取組例です。独自でいろいろ工夫を凝らしているということで、5点ほど記載をしております。後ほどご覧いただきたいと思います。

5点目は、平成30年度当初定期人事異動ということで、「個人調書」への正確な記入などをお願いしたところです。

以上で終わります。何かご質問等は、ございますでしょうか。

#### 荒井委員

教職員の講習会・研修会ですが、期限付採用の教員の方も受講することができるのですか。

## 教育長

千歳市主催のものは、正職員、期限付きの臨時職員に関わらず、 対象者は全員参加としています。しかし、道教委の研修の多くは、 正職員しか参加できないことになっています。

期限付きの臨時職員といっても、学校では正職員と同じように担任を持っている先生も多いですから、やはり正職員、臨時職員分け隔てなく、必要な研修をやるべきだと思うのですが、道教委は残念ながら、そのようになっていません。例えば千歳市には、新卒で採用試験に受からなくて期限付採用で来ている先生がいて、同じく新卒で正職員採用で来ている先生もいますが、道教委は正職員しか新規採用職員研修は受けさせない。確かに正式採用ではない期限付きの臨時職員は、新規採用職員ではないですが、やはり職員に必要な研修というのがあると思います。それだけでなく、いろいろな場面で、受講機会に差がつく。子どもたちに取っては同じ先生なので、少しそれはどうなのかなというのが課題としてありますけれども、現状はそうなっています。

# 荒井委員

わかりました。ありがとうございました。

#### 教育長

それから、先ほど説明が漏れましたけれども、特別支援関係は、 これまでは、どちらかというと担当の先生方に任せるという雰囲 気が強かったのですが、学校全体で取組むということが、毎年増 えてきて、良い風土が出来てきていると思います。

後は、よろしいですか。

# 委員

一同了承

# 教育長

それでは、議事に入ります。

まず、議案第1号 平成29年度一般会計補正予算について、事務 局から説明をお願いします。

# 企画総務課長

議案第1号 平成29年度一般会計補正予算について、説明いたします。

提案理由でありますが、平成29年千歳市議会第3回定例会において、予算を補正するため、本案を提出するものであります。なお、本提案内容につきましては、市長査定前でありますことから、取扱

にご注意をいただきたいと思います。

はじめに、企画総務課分であります。

補正項目は、歳入につきまして、18款1項1目寄附金に3,935千円を追加し、次に歳出につきまして、10款教育費1項教育総務費1目教育委員会費に3,935千円を追加するものであります。

補正理由につきましては、寄附採納があったことから、奨学基金に充当するため関係する歳入及び歳出予算を補正するものであります。

補正内容でありますが、歳入の寄附金につきましては、平成29年5月18日から8月9日までに寄附採納があった3,935千円を、寄附金として、増額補正するものであります。歳出の積立金につきましては、歳入予算として増額補正する寄附金額3,935千円全額を奨学基金積立金として、増額補正するものであります。

参考として、奨学基金への寄附採納の状況、第3回定例会補正後 の基金残高、寄附採納の内訳を記載しております。

以上提案内容について、ご説明申し上げました。ご審議のほど、 よろしくお願いいたします。続きまして、文化施設課から説明がご ざいます。

# 文化施設課長

文化施設課分について、ご説明いたします。

補正項目は、債務負担行為の追加であります。債務負担行為とは、 市が数年度にわたる工事や業務委託など翌年度以降の経費支出を 予定するなどの将来の財政支出を約束する行為で、小中学校司書配 置業務委託契約につきまして、平成30年度から平成32年度まで限度 額を116,147千円とするものであります。

補正理由につきましては、小中学校司書配置業務委託の平成30年度からの契約につきまして、今年度中にプロポーザル方式により選定した業者と平成30年度から平成32年度までの3か年契約を締結するため、債務負担行為を補正するものであります。

補正内容でありますが、小中学校司書配置業務委託につきまして、平成30年度から平成32年度まで、毎年度司書の配置人数を12人とする限度額を116,147千円追加するものであります。

参考として、司書配置業務に係る学校司書の人数と委託料の年度 別推移を掲載しております。

以上提案内容について、ご説明申し上げました。ご審議のほど、 よろしくお願いいたします。

なお、学校司書の配置人数と金額につきましては、現在、財政課 と協議を行っているところであります。以上であります。

# 教育部長

今後、市長査定を経て金額は確定するのですが、教育委員会といたしましては、司書12名、2校に1人の司書配置というのは、学校基本計画の中で最終目標として位置付けておりますので、3か年で段階的に整備をするのではなく、12名の学校司書を配置して、より教育効果を高めていきたいと考えております。

教育長

補正予算について、何かご質問等はございませんか。

橋場委員

プロポーザル方式について、説明をお願いできますか。

文化施設課長

公募型プロポーザル方式は、市長部局も含めて、行っている方式ですが、技術力により評価を行ったうえで、業務受託者を決定し、契約する方式であります。

概要としましては、民間事業者から提案を求め、その内容に基づきまして、委託業務受託者を選定し、随意契約を締結する方法です。 メリットとしましては、提案内容を重視して、受託業者を選定する ことができるというものであります。

# 教育部長

今までは、市から仕様を提示し、それがいくらでできますかという一般競争入札で、金額の多少だけで決めて入札をしていたのですが、プロポーザル方式は、金額に加えて、この司書配置業務について、配置や読書活動の進め方などを、それぞれ候補となる事業者から企画提案、アイデアを出してもらって、事業者のプレゼンテーションを受けて、それを審査員が審査して、その内容と金額の両方を総合的に勘案して、最も適切な事業者を総合的に決めるというやり方ですので、金額だけでは無いというのが、従来の競争入札と違うところです。

# 橋場委員

わかりました。

#### 教育長

ほかに質問はありませんか。では、私から補足の説明をお願いします。1つは、これまでは単年度だったと思いますが、3か年にする理由。もう1つは、なぜ3人増やすのか。国の計画とか市の最終目標は、学校基本計画にも12人ということになっているのだけれども、改めて12人にする理由、期待される効果などについて、説明をお願いします。

#### 文化施設課長

まず1点目、3か年の複数年契約にする理由ですけれども、学校 司書が複数年配置されることによりまして、学校図書館を活用した 年間学習計画への助言、また学校の特色を理解しました児童生徒の 読書活動の更なる推進などが可能となることによりまして、また各 学校からも同一の学校司書による複数年の継続配置の要望もあり ますことから、このたび3か年の契約を行う予定としております。 また2点目の12人とする理由についてでありますけれども、学校教 育基本計画におきましては、最終年度であります平成32年度に12 人、2校に1人の配置に向け、これまでも段階的に増員してきてお りまして、段階的に増員する予定でもありましたけれども、本年7 月に市内全小中学校に配置状況に係るヒアリング調査を実施しま した結果、各学校からは、主にレファレンス時間を増加してもらい たい、また調べ学習や総合学習の授業における学校図書館等の活用 相談、対応時間を増加してもらいたい、また、図書の修理除籍、蔵 書構成などの適正化といった学校図書館環境整備を促進してもら いたい、これら3つの主だった要望がございました。

これらの学校司書配置業務につきましては、25年度から取り組んでおりまして、これまでも各学校における共通課題であった環境整備などに取り組み、一定の成果が得られてきたところでありますけれども、今般、これらの学校の要望を踏まえまして、図書館環境整備の促進、児童生徒の読書活動の推進、教育活動の更なる支援を行うためには、段階的に増加するのではなく、早急に学校司書を拡充する必要があると判断しましたことから、30年度から前倒しをして、2校に1人、12人の学校司書を配置する予定としております。

#### 教育長

レファレンスの意味を説明してください。

#### 文化施設課長

レファレンスとは、相談業務のことなのですが、例えば、学校の 先生から、千歳の特性として鮭に関する授業をしたいと相談を持ち かけられた場合、学校司書は、鮭に関する本、千歳川、川と海の縁 など、題材に即したテーマの選書を行うなどしています。そういっ た相談業務をレファレンスといいます。

また、12人配置した場合の具体的な効果としましては、例えば今年度の各学校におけるレファレンスの見込値が60件以上という程度なのですが、今回12人配置することによりまして、これが30件ほど増えて、90件を上回る見込件数となります。

# 教育長

全校のレファレンスが60件以上なのか。

#### 文化施設課長

全校を平均した各学校の年間あたりの数です。

また、3名増員の効果でありますけれども、配置時間につきましては、1校あたりの年間平均になりますけれども、今年度は473時間の平均時間が、151.5時間増加する予定であります。

#### 教育長

週あたりでは、何時間増えることになりますか。

# 文化施設課長

週の配置時間について、説明させていただきます。29年度は司書 9人の配置ですが、週に1回訪問の学校が8校ありまして、週に2回の学校が10校あります。週に3回の学校が6校ありまして、全部で24校の構成となっておりますが、12名配置することによりまして、週1、週2の学校は各1日増えて、それぞれ週2、週3となります。週3の6校につきましては、そのままとなります。24校の年間の平均は、2.7日の配置日数となります。

#### 教育長

同じ人が3か年継続した方が良いというのはわかります。それならば5か年でも良いと思いますが、なぜ3か年なのですか。

#### 文化施設課長

今回は、学校教育基本計画の目標年度、最終年度の32年度に12 人という目標に向けて、最終的に12人の配置となるように30年度から3か年の契約としております。

#### 山田委員

例えば、校長会への教育長のご指導の中に、習熟度別少人数指導における学年内・学習支援員との打合せが不十分というのがあるのですが、こういうことが、実際の学校で多くあるような気がします。一番打合せができないのが、学校司書と学校の先生方です。学校には、きちんと司書教諭がいるのですが、司書教諭はご存じのとおり、授業を持ったり、部活動を持ったりして、分掌もありますから、そのひとりが全部行うわけにはいかず、この学校司書が配置されて、ありがたい話ではあるのですが、司書の動きと司書教諭の動きの兼ね合いが難しい状況だと思います。

文化施設課では、どこまでやるのでしょうか。そのような打合せが学校と司書とでうまく行えているのか、というようなことは、学校教育の方の分野なのでしょうか。現実問題としてあるので、きちんと打合せが出来るようにして欲しいと思うのです。そこが一番大事なところです。せっかく人数を増やしていただいているのだから、ここを何とかして欲しいと思います。

# 文化施設課長

配置している学校司書は、司書教諭が配置されているところでは司書教諭、あとは学校図書館担当教諭と打合せをすることになっているのですが、現状では1か月に10分から20分程度しか取れていないということです。受託業者側、学校司書が望む打合せ時間というのは30分から1時間程度と聞いております。その不足分を埋めるために、業務量や時間を積算して12人の配置としました。これにより、学校司書側の60分という時間の確保は、できる見通しです。

# 山田委員

打合せ時間を取りますということを求めているのではなく、打合せを行おうという気持ちの持ちようだと思います。これまでも打合せ時間が取れないわけでは無かったと思いますが、先生方が、配置された学校司書と一緒にやっていこうと思うかどうかということなのです。

千歳以外の街の話ですが、先駆的だと言われているある都市では、早めに司書を配置したのですが、読書会等の知人から話を又聞きすると、司書に丸投げだったというのです。ですから、司書を配置すれば、司書に丸投げしてしまうと、子どもに一番接する教員がさっぱり動かなくなるという話を聞いたりするので、このようにお金をかけて、人数を増やしていただくことは、市民としてはすごくありがたいので、それが生きるように人と人との関わりがうまくいくようにしていただきたいと思うのです。それは時間をセットするということではなくて、各人の問題かなと思うのです。

#### 教育長

今の文化施設課長の説明では、最低でも30分、必要な時間は間違いなく確保できるということですが、それは条件として学校に伝えるのですか。

# 文化施設課長

学校側の先生の都合もあるかと思いますが、学校司書の配置時間では、それを網羅するようにという仕様にしています。

# 教育長

よろしいですか。

それでは、議案第1号については、提案のとおり決定ということでよろしいでしょうか。

# 委員

一同了承 (原案可決)

# 教育長

それでは、決定いたします。

続きまして、議案第2号 平成30年度に使用する小学校用及び中 学校用教科用図書等の採択について、説明をお願いします。

委員

一同了承(秘密会:原案可決)

教育長

それでは、原案のとおり決定させていただきます。 続きまして、報告の部に入りたいと思います。

まず、報告第1号平成29年度新体力テストの実施方法改善に向けた実践事業(報告)について、説明をお願いいたします。

# 学校指導課長

それでは報告第1号 平成29年度新体力テストの実施方法改善に向けた実践事業(報告)について、少々お時間をいただき説明をさせていただきます。

新体力テストとは、国民の体力、運動能力の現状を明らかにし、 体育スポーツ活動の指導と、行政上の基礎資料として、広く活用さ れているものであります。古くは昭和38年から行われているもの です。

また、毎年小学校5年生、中学校2年生で実施されています全国体力運動能力、運動習慣等調査の実技調査種目としても活用されています。12歳から19歳までの新体力テストの種目は、握力、上体起こし、長座体前屈、反復横跳び、持久走もしくは20mシャトルラン、立ち幅跳び、ハンドボール投げの8種目からなります。全国体力運動能力、運動習慣等調査における小学校調査では、ハンドボール投げをソフトボール投げに変えての8種目、中学校調査では、新体力テストと同様の種目を行っています。本日説明いたしますのは、平成27年度からコーディネーション運動という体づくりの運動の普及促進と、新体力テストの実施方法の改善を目的に開始いたしました。

その背景については、先ほど来、お話しています体力調査における体力合計点が中学校男子を除き、全国水準に達していないという現状がございました。授業では、実践協力校を指定して、児童生徒の力を最大限に引き出す事前、直前の指導と、児童生徒の力を正確に測定する測定方法の改善に視点を当てて、取組を行っています。またその中で、優れた実践については、市内に普及させるべく発信活動も行っております。過日、全国体力運動能力運動習慣等調査の集計結果が明らかになり、その分析も終わりましたことから、本日の説明とさせていただいております。

~配布資料により説明~

本報告資料は、内部資料として作成しているため、取扱には十分 ご配慮いただきますようお願い申し上げます。以上で報告を終わり ます。

教育長

只今の説明に対しまして、ご質問等ありますでしょうか。

佐々木委員

やはり伸びる要素はどこの学校にもあるのでしょうか。実践校と それ以外の学校を比べると、全然違いますよね。ちなみに全国で一 番体力検査の結果が良かったのはどこですか。

学校指導課長

福井県です。

佐々木委員

そこは何か特別な目に見えた取組というのはしているのですか。

教育長

詳細は、わかりませんけれども、やっていたと思います。何か前 に見たことがあります。

学校指導課長

今回の実践協力校の結果を見ているのと同じような形で、体育の 授業改善ですとか、全体として、とにかく体が資本だという雰囲気 を作っているというのは、お聞きしたことがあります。

教育長

前回もしくは前々回に実践校だったところで、少し状態が落ちている学校があります。これは、少し工夫しないとだめですね。

佐々木委員

このやり方を全部の学校で実施してもらうというのは、いかがですか。

教育長

効果があったものは、各校にフィードバックしています。しているのですが、尚且つこれまでに実践校として取組んで来たところが、実践校の指定が終わると下がるというのはどうかなと思います。成果が下がっている学校がありますよね。これは、実践校として取り組んで、せっかく成果を出したのに、それが継続されていないということになるので、そこはしっかりきちんと対応してもらった方が良いですよね。継続して成果を出している実践指定校もあるのですが。

他に何かありますでしょうか。よろしいですね。

委員

一同了承 (報告済)

# 教育長

それでは、報告第1号については、報告済みといたします。

続きまして、報告第2号 平成29年度におけるいじめの把握の ためのアンケート調査(道調査第1回)結果について、説明をお願 いします。

#### 青少年課長

それでは、報告第2号 平成29年度におけるいじめの把握のためのアンケート調査、これは北海道の調査第1回になります、その結果について、ご報告申し上げます。

まず、実施期間といたしましては、平成29年5月10日から6月9日までを一つの目安として、調査日を学校に一任して実施いたしております。

調査対象といたしましては、小学校1年生を除きます小中学校全員となっております。結果でございますけれども、全体の回答数につきましては、4503件となっておりまして、平成29年5月末現在の小学校1年生を除く児童生徒数率からの割合としまして、回答率98.1%となっております。中学校につきましては、2544件、回答率93.4%となっております。

次に4月以降にいじめをされたと回答した回答数でございますが、小学校283件、これは全体からの回答率からしますと6.3%、中学校27件、回答率1.1%となっております。いじめの認知件数でございますけれども、小学校が13件、中学校が10件となっております。面談をした結果、いじめでないと確認した件数につきましては、いじめをされた件数から認知件数の差になりますけれども、小学校270件、中学校17件となっております。今でもいじめられていると回答した件数につきましては、小学校が6件、中学校が0件となっております。

前回調査との比較になりますけれども、小学校全体回答数につきましては、880人の減、これは小学校1年生を今回除いておりますので、その差となっております。4月からいじめをされたと回答した件数については、前回と比較して16件の減となっています。面談の結果いじめでないと確認した件数につきましては、28件の減となっております。いじめの認知件数につきましては、前回と比較して、12件の増となっております。今でもいじめられていると回答した件数につきましては、前回と比較しまして6件の増となっております。中学校につきましては、全体回答数が816人の増、こちらは前回が年度の最後になりましたので、中学3年生を除いておりましたので、その分の増となっております。4月からいじめをされ

た件数につきましては、14 件の増となっています。面談の結果いじめでないと確認した件数につきましては、6 件の増となっております。いじめの認知件数につきましては、8 件の増となっております。今でもいじめられていると回答した件数につきましては、1 件の減となっております。

以上で結果についてのご報告とさせていただきます。

教育長

只今の説明に対しまして、ご意見ご質問等ありますでしょうか。

荒井委員

今でもいじめられていると、小学校6件あがっているのですが、 内容的には差し支えない範囲内で、どのような内容でしょうか。

青少年課長

一つの例としては、何となく合わなくてちょっと嫌いだということで、事あるごとに蹴ったりしていた子供がいまして、それについて、先生が入りまして、事情聴取を行って、謝罪の場を設けて、報告をしているという案件があります。

いじめを認知した13件については、いずれも事情聴取を行って、 謝罪の場を設けまして、例えば、加害児童にそういったことは、相 手に不快になるのだから、こういったことはやったらだめですよと いった指導を行いまして、その上で、被害児童に対しまして、加害 児童が謝罪の場を設けて、謝罪をしてもらうと、それに合わせて、 保護者の方についてもその件について報告をしまして、こういった ことで指導をして謝罪をしました、ということで報告をしました。 これにより、いじめは収束しておりますが、今でもいじめられてい ると回答があった6件については、謝罪まで行い、いじめは収束し たものの、学校の判断になるのですが、まだ全体で見守ったほうが 良いということで、経過観察をしている状況です。

佐々木委員

何か大きな問題になったときに、いじめとして認知をしたかどうか、こういう対応の部分が問題になりますよね。

教育長

そのようなことを考えて、次の調査からとなりますが、改めて別の様式を作りました。いじめとして認定しなかった部分についても、どういう理由で認定しなかったのか、要するに面談記録を出してくださいということにしました。学校にとっては大変だと思いますが、一歩踏み込んだ対応としました。

佐々木委員

よく問題になるのが、いじめと訴えているけれど、先生はいじめ

と認めてくれなかった、だから行き場所がなくて自殺を選択したといったケースなどです。それが一番怖いことだと思うのです。難しいことですが、そこをどう見抜いていくかが重要だと思います。

教育長

それをある程度防ぐために、今お話したように、なぜいじめと認 定しなかったのか、ということをしっかりと記録に残して報告して もらうということです。今までもメモ書き程度は、各学校にありま すが、それを統一様式で、教育委員会に報告するようにしました。

佐々木委員

いじめられていても、報復が怖くて書けない人もいると思いますが、アンケートには、ほかの人が、誰が誰にいじめられていますというようなことを知らせる質問項目というのもあるのですか。

青少年課長

それは、あります。見たり聞いたりしたことはありますかという 質問があります。それが1件でもあれば、聞き取りなどを行い、確 認をしています。その面談は複数の先生で行うようにしています。

佐々木委員

ほかに、生徒以外の保護者などから、意見などを受ける機会はあるのですか。気になっているのは、例えば、放課後に学校以外の場所で、公園などで遊んでいるときなどにいじめを目撃したなど。

教育長

そのような調査はしていません。ただし、そういうご意見、通報があれば、いじめを認知したときと同じように対応します。 ほかによろしいですか。

委員

一同了承 (報告済)

教育長

それでは、報告第2号については、報告済みといたします。 これをもちまして本日の教育委員会会議を終了します。